

—新型コロナウイルス感染症に関わり次のこと留意してください。—

1. 「お子さん本人に体調不良等が見られない」が「同居する家族に熱・せき・頭痛・のどの痛み等

の症状がある場合

「熱・せき・頭痛・のどの痛み等の症状がある家族」が医療機関を受診され、医者から「お子さ

ん本人の登校を許可された場合」は登校できます（許可証はいりません）。熱・せき・頭痛・のどの

痛み等の症状がある家族が医療機関を未受診の場合、お子さんは登校できません。

きょうだいがおられる場合、ご注意ください。

「きょうだいの一人に熱・せき・頭痛・のどの痛み等の症状が見られ、医療機関未受診、欠席してい

る」のに「そのきょうだいが登校している」ケースが見られます。

このケースも上記に該当しますので、登校後すぐにお迎えに来ていただいています。

「一人でもきょうだいに熱・せき・頭痛・のどの痛み等の症状がある・医療機関未受診・欠席」の

場合、そのきょうだいも欠席させてください。

※「きょうだい」とは、「桜小に在籍のきょうだい」だけでなく、保育園、幼稚園、中学校等の

きょうだいも指します。

2. 登校後、お子さんが発熱等の体調不良が見られた場合、新型コロナウイルス感染症予防の

観点からも、ご家族のなるべくはやいお迎えが必要となります。

安全防犯の観点から、お子さんだけでは下校できません。お仕事等お忙しいとは思いますが、

お迎えの対応をお願いいたします。

※この場合、他学年の「きょうだい」も一緒に連れて帰っていただいています。

ご理解ご協力のほど、お願いいいたします。